

平成 28 年第 3 回西郷村議会定例会
議事日程（2号）

平成 28 年 9 月 15 日（木曜日）午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

No. 1 7 番 藤田 節夫 君 (P 2 1 ~ P 4 1)

No. 2 8 番 金田 裕二 君 (P 4 2 ~ P 5 7)

No. 3 5 番 佐藤 厚潮 君 (P 5 8 ~ P 6 1)

・出席議員（16名）

1番 松田 隆志君	2番 高橋 廣志君	3番 真船 正康君
4番 鈴木 勝久君	5番 佐藤 厚潮君	6番 南館かつえ君
7番 藤田 節夫君	8番 金田 裕二君	9番 秋山 和男君
10番 矢吹 利夫君	11番 上田 秀人君	12番 後藤 功君
13番 佐藤 富男君	14番 大石 雪雄君	15番 真船 正晃君
16番 白岩 征治君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 佐藤 正博君	副村長 大倉 修君
教育長 鈴木 且雪君	会計管理者兼会計室長 芳賀 盛男君
参事務課長 山崎 昇君	参税務課長 近藤 伸男君
住民生活課長 鈴木 真由美君	放射能対策課長 菅野 一君
福祉課長 真船 貞君	健康推進課長 長谷川 洋之君
商工観光課長 福田 修君	参事農政課長 東宮 清章君
建設課長 鈴木 宏司君	企画財政課長 田中 茂勝君
上下水道課長 鈴木 茂和君	学校教育課長 高野 敏正君
生涯学習課長 伊藤 秀雄君	農業委員会事務局長 若林 哲雄君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長兼監査委員主任書記 藤田 哲夫	次長兼議事係長兼監査委員書記 黒須 賢博
専門主査兼庶務係長 相川 佐江子	

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（白岩征治君） 本日の会議は、村長、副村長、教育長及び担当課長が出席いたしております。

日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告を申し上げます。

一般質問の登壇日程表、訂正後の議事日程表第1号及び西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中間報告に伴う資料を配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、本日の日程に入ります。

◎一般質問

○議長（白岩征治君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁を含め1人につき約90分以内を原則といたします。

それでは、通告第1、7番藤田節夫君の一般質問を許します。7番藤田節夫君。

◇7番 藤田節夫君

1. 福祉行政について
2. 財政行政について
3. 除染事業について

○7番（藤田節夫君） おはようございます。7番、日本共産党の藤田です。通告順に従いまして一般質問を行います。

はじめに、福祉行政として、障がい者移動支援事業についてお伺いいたします。

現在、村では屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出するための支援を行うことにより、地域における自立支援及び社会参加を促すことを目的とする移動支援事業が行われております。この事業について何点かお伺いしたいと思います。

まずははじめに、利用できる対象者として、「市町村内に住所を有する在宅の障がい者であって、社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に介護等が必要な方」となっておりますが、介護保険と障がい者は別事業でありますが、あくまで障害者手帳がないと利用できないのかお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 7番藤田議員の一般質問にお答えをいたします。

質問の第1、福祉行政についての1点目、障がい者移動支援事業についてでございます。

お話をのように、介護との関係等が出てまいりますが、まずは、障害者総合支援法に基づきまして、市町村が地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業の必須事業である移動支援事業は、屋外での移動が困難な障がいのある方等について、外出のため

の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的に実施しているところでございます。

西郷村、白河市、泉崎村、中島村、矢吹町で構成する白河地域自立支援協議会地域生活支援部会では、この事業が障がいのある方の日常生活における外出機会を確保する重要な事業であると考え、利用者やサービス提供事業者からのさまざまな意見、要望を集約し、この地域の実態に即した支援はどうあるべきかの検討を続けているところでございます。

障がいをお持ちの方に、より広くこの移動支援をご活用いただきたく、それぞれの用途に対応できるよう支援の幅も広げ、平成28年、今年の7月からは、利用者側にもサービスを提供する側にもわかりやすいガイドラインを制定し、円滑な事業運営に努めてきているところでございます。まだ体制が十分とは言えず、サービス提供の社会資源も少なく、今後拡大を図っていかなければならないと思っております。

白河地方の各市町村及び白河地域自立支援協議会では、このような問題への協議をさらに重ね、よりよいサービス提供の実現ができるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

この資格等については、課長から答弁いたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） ただいまのご質問にお答えいたします。

介護認定者がこのサービスを受けられるかというご質問でございますが、結論から申し上げますと、サービスを受けることは可能であります。ただ、介護認定を受けている人がサービスを受ける場合には一定のルールがございます。介護保険法は障害者総合支援法の上位法でありますので、介護保険サービスの中で受けることができる場合は、そちらが優先となります。介護保険サービスにないものや何らかの理由により介護保険サービスが受けられないといった場合には、地域自立支援事業の障がい者移動支援事業を受けることが可能となるということでございます。

このように、地域生活支援事業というのは、その運用基準等が自治体の裁量である程度決定できるというような事業でありますので、介護保険サービスをはじめ、各サービスの下支えとなるような事業となると考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君の再質問を許します。7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 介護認定者も受けられると。介護保険料は65歳以上なので、この移動事業ですか、65歳以上で介護保険を使って受けることができるのですけれども、限定されるのは買い物と通院ということだと思うのですが、これは、介護認定者でも障害者手帳を持っていない方も当然いると思うので、そういう方も、今の課長のお話では利用できるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

今、議員が言われたとおり、手帳をお持ちでない方も利用が、障がいがあるという

ことで医師等の診断書等は必要になるのですけれども、そういうことで認められると
いうことでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 移動支援事業の支給基準ガイドラインですか、こういったパンフレットができているのですけれども、私も今回初めて知ったのですが、これは非常に使い勝手がよく、すばらしいものになっているかと思っております。

また、この中でちょっとわからないというか不明確な点があるので、これに沿って質問したいと思いますけれども、この支給量というか利用量の基準が原則20時間となっておりますが、これは1日の上限の設定なのか、極端に言えば、利用料金を払えば毎日利用可能なのか、そういうことをお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

今ご指摘の20時間ということですが、これは月単位ということで設定されております。設定に当たっては、考え方としてなんですが、通常、障がい児等が通学する場合、1日の往復で1時間、月20日間として約20時間とか、あと、余暇活動であれば週2日、2時間半の利用で月20時間とか、そういったことで、利用者からのニーズ等を参考に妥当なラインを設定したということでございます。

ただ、この20時間ですが、先ほども申し上げましたとおり、この事業自体、自治体の裁量で運営の基準をある程度決めることができますので、もしこの20時間を超えるような場合には相談をしていただくことにはなりますけれども、柔軟な対応が可能かと思います。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） これは月20時間ということですけれども、いろいろこれに余暇活動とか社会参加、役場の行事等にもいろいろ参加できて本当にいい事業なんですが、月20時間というと利用する時間が限定されてしまうかと思うのですが、今、課長が言われたとおり、自治体の裁量に任せられているということなので、ぜひこの辺、時間については検討していただければと思います。

それと、利用料金ですけれども、利用負担が利用単価の10%となっていて、1時間利用した場合は、利用料金が設定してあるんですが、介護ありで4,930円、介護なしで1,970円。これは1時間当たりですけれどもね。あとは15分単位で利用することができますが、例えば余暇で映画を見に行ったということで、行くときに使って、映画を見ている時間は帰ってもらうという場合は、その時間というのは、映画を見に行く時間と、見ている時間と、そこから家に帰る時間、全てその時間に入るのか、それとも送り迎えだけの時間になるのか、その辺のことがまだはっきりされていないので、その辺のことをお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

ただいまのご質問ですが、すみません、私は詳細に存じ上げていませんけれども、今回のこの事業目的が、外出の際に介護を要する方の利用ということになりますので、その一定時間内に介護をしなくて済むという判断が可能なのかどうかがちょっとわかりません。ただ、一般的に言えば、最初から帰りまで介護のヘルパーの方に付き添つていただくというようなことじゃないかなとは思います。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） それは、介護ありの場合は当然ついていなくてはいけないと思うのですけれども、介護なしの人も利用できるので、そういった方は、介護なしなので、サービスは余暇をしている間は必要ないと思うので、その辺のことをちょっとお聞きしたかったのですけれども。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

申しわけありません。ちょっと私、この中身をここまで存じ上げておりません。後で調べてお伝えしたいと思います。申しわけありません。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） じゃ、後で知らせてください。

それと、このパンフレットには利用方法が明記されていないんですね。どうしたら利用できるのかということをお聞きいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

利用方法でございますが、まず、この支援を受けたいという方は、役場のほうに来ていただいて、状況等の聞き取りをした後、支援が必要であると判断できる場合に申請書に記載していただき、その後、事業所と利用時間等の確認を行い、対象者と事業者が契約を結び、支援開始という手続になります。

また、来庁が困難な方の場合には、相談員といった、障がいをお持ちの方のサポートをする方が間に入っていたり申請をすることも可能となっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 了解しました。

それと、事業者と契約をして、利用する場合ですけれども、あくまでこれは予約、事業者と事前予約で利用するということなのかと思うのですが、もし急用でこういったことを利用したいということが起きた場合は、それは事業者との話し合いで成り立つかと思うのですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

基本的に、事前に予約という形でございます。それで、今、議員ご指摘のように、急用の場合はどうなのかということですが、本来ですと急用にも対応できるような体

制があれば理想なのですが、先ほども申し上げましたとおり、まだこのサービスを提供していただける事業者の数が少なくて、実質、急用の場合の対応というのは、現時点では難しいかと思っております。なので、将来的には、こういったサービスを提供していただける事業者の育成支援等も行っていかなければならないと考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） では、この村内にある事業者は何社あるのですか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） 事業者ですが、村内には2社。参考までに、この管内をご案内しますと、白河市で3社、泉崎村で2社、中島村1社。この移動支援事業を行っているのは、管内で合計8事業者ということになっております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 白河市3社、西郷村が2社ですか、泉崎村2社、中島村が1社ということですけれども、これは、西郷村の人が全ての業者と契約を結ぶことができるんですか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

基本的に、先ほども申し上げましたが、この事業はこの白河地域自立支援協議会という中でその運用基準等も統一されて進めているということで、事業者のいわゆるサービス区域は事業所によってそれぞれ違うのですけれども、西郷村の利用者が西郷村の事業者しか使えない限りでいるわけではなくて、一部白河市の事業者とか、そのほかの事業者もサービス区域として設定していただいているので、西郷村の利用者がほかの市町村の事業者を使うことも可能です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） じゃ、西郷村民の方がほかの地域、白河市、泉崎村だったりといった事業者と契約をして、申請をしてやれば使えるという理解でよろしいですか。はい、わかりました。

それで、このパンフレットによると、先ほどもお聞きしましたけれども、平成28年7月からとなっておりますが、担当課に聞いたらば、以前からこの事業はやっているんだということなんですか、この平成27年度の利用実績はどのくらいあったんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

利用実績ですが、ちょっと細かい数字は今持っておりますけれども、この事業は平成18年10月1日から要綱を制定して事業を行ってきました。ですが、これまで管内の統一的な基準等もなくて利用実績がなかなか伸びていなかったということもありますし、利用のしやすいようにガイドラインを設定して利用促進を図っていきたいということで、今年の7月1日にリニューアルして、このサービスを実施するようにしたということでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 平成18年度からこういった事業が行われてきたと。ところが、実績をお聞きしましたけれども、そんなに実績がなかったのかなと理解するところですが、こういったいい事業が行われているので、本当だったらもっともっと、障がいを持っている方とか、利用者がある程度幅広く使える、使い勝手のいいようにできているので、健康推進課でもやっている外出支援事業だったり介護サービスの外出支援だったり、そういったところは、ある程度もう動ける範囲が、移動範囲が決められてしまっているのですね。だから、これを見ると本当にどこでも行ける、何の用事にも使えるという本当にいいものなので、できるならば本当にこういった広報ですね、もっともっと利用できるようにやっていただければと思います。

それでは次に、関連すると言えば関連するのですけれども、福祉タクシーの助成制度の拡大ということで質問に入れてあります。

あわせて重度障がい者タクシー助成事業ですか、そういったことも含めて質問したいと思いますけれども、この利用対象者が障害等級の1級と2級の者と療育手帳Aの者となっております。障がいにはさまざまな障がいの種類があり、障がいの程度があります。身体障害者については、障がいの程度によりそれぞれ1級から6級に区分されております。また、療育手帳においてはAが最重度、Bが中度と軽度に分かれております。

私が等級を調べてみると、1級、2級が重たいのはわかりますけれども、2級、3級の差があまりないことがその障がいの程度によってあると思うのですが、視覚障がいなどは2級と3級を比べてみるとそれほど差がないんですね。ほとんどないに等しいと思うんですけれども、それでも3級の人は利用できない、タクシー券の助成がないということなので、これの見直しをかけてはどうなのかと思います。

障がいの種類によっては、1級、2級でも車の運転ができる人もいれば、3級、4級でももう無理だ、できないという人もいますので、そういった見直しをかけて、2級じゃなくて3級までにしろとは言わないですけれども、そういった事情も含めて見直すべきなのではないかと思うんですが、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

今、議員のご指摘のとおり、タクシーの利用の範囲が、現在は障がいの程度と申しますか等級によって1級、2級あるいは療育手帳のAの方という決め方をさせていただいております。ご指摘のとおり、1級、2級に該当される方でもこの事業を必要とされない方もいますし、この程度区分から外れるけれども、今のご指摘のような視覚障がいの方にとっては必要な方もいるというようなことでありますので、今後、事業の対象者を判断するときに、そうした障がいの内容等も考慮した形での制度の改正ということも検討していきたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） じゃ、それは見直していきたいということで理解をいたします。

さらに、タクシー助成金の料金の設定ですが、現在は年24枚、タクシーの初乗り料金を補助してきましたね、これまでずっとですけれども。これだと、住んでいる地域によって差が出てきてしまうのではないかでしょうか。例えば、村内どこからも初乗り運賃しか助成が出ないとすれば、用事があるとすれば、大体白河市内に皆さん出ると思うんですけども、米地区の人は初乗り運賃で用事ができると。ところが川谷地区とか遠い地区の人は、なかなか初乗り運賃で行っても、そのほか自分の個人負担が2,000円から3,000円出てしまうということで、やっぱり遠い地域の人は利用しづらいものになっていると私は思うんですね。

そういう意味で、この初乗り運賃の助成ではなくて、どういう形になるかあれなんですけれども、タクシー券は、初乗りじゃなくて、利用券として上限を3,000円なり5,000円なりという形で助成したほうが、皆さんを使いやすい、使い勝手のいいものになると思うんですが、その辺の改善についてはいかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

議員ご指摘のとおり、現在はタクシーの初乗り料金ということで助成するとなっています。初乗り料金といいますと1回の利用で1枚しか使用できないということで、今ご指摘のような、村内でも遠くの距離のある方にとっては不利な形になってしまふのではないかというようなことだと思います。

この事業の趣旨としては、初乗り運賃を助成するという意味よりは、費用負担を村が支援しましようという趣旨なので、初乗り料金に限らず、助成金の1枚当たりの金額などを見直すとか、あるいはタクシー1回当たりの利用につき、その券の複数枚の使用が認められるとか、いろいろな形で柔軟な対応ができるかと考えておりますので、それらも含めて検討をしていきたいと思っています。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 了解しました。

また、この助成要綱には、小型タクシーに限定されているんですね。今、タクシーの料金は、小型で510円、中型で520円なんですよ。そういう意味では、わざわざ小型タクシーと限定しなくてもいいかと思いますので、その辺の改定というか、あわせて検討していただければと思います。

いずれにしましても、交通弱者に対して、公共交通のあり方が今どこの自治体でも喫緊の課題となっていることは周知のとおりでございますけれども、私も以前からたびたびここで質問してきましたが、今、中島村など多くの自治体で実施しているデマンド型乗り合いタクシー、玄関から目的地まで送迎を提供する交通システムなんですけれども、そういう交通弱者の方々には、このデマンドのタクシーがすごく喜ばれてきていることは皆さん知っていることで、村民の方も、このままでは村に住み続けられないと。年いってしまうと、もう免許証も返還しなくてはいけないと。そういう意味では、村長にもお願いしたいのですけれども、早急に西郷村でもこういったデ

マンド型乗り合いタクシー、新しい交通システムですが、それを早急に実現できるようお願いして、要請をしまして、次の質問に移りたいと思います。

それで、福祉行政の最後に、ひとり親家庭医療費の窓口現物支給についてお伺いいたします。

現在、村ではひとり親家庭医療費の助成を行っておりますが、1,000円の自己負担があるため、窓口で一旦全額を支払い、後で申請をすることで、1,000円を超えた金額を償還払いで助成される制度になっております。

ひとり親世帯の貧困率は54.6%と大変厳しい生活状態で、ぎりぎりの生活を強いられております。村で自己負担1,000円を助成することで窓口負担無料を実現することができると思います。年間のこの料金が約70万円、70万円まで行っていないと思うのですけれども、70万円助成すれば、村でこの1,000円分を負担すれば、お金の心配なく安心して医療を受けることができます。また、医療関係者に聞いても、手続が簡素化され、重度化も防げるので問題ないと言っているお医者さんもあります。

この問題も私、何度かここで質問しておりますけれども、村長は、検討するとか医療関係者と相談をして決めていきたいというような答弁でしたが、その後、何的回答もないというか対策も講じられてこなかったのですけれども、これも、村長にやる気があれば、年間わずか70万円の村税でこういった人たちが助かるということなので、ぜひこの辺も実施していただければと思います。いろいろ広域的にやらなければ無理だというようなご意見も聞いておりますけれども、ただ、西郷村は、私も、村も誇りと思うのですが、一番最初に子ども医療費を中学3年生まで、広域関係なく村独自でやった経験があるので、そういうことを考えれば、そんなに難しい問題ではないかと思いますけれども、その辺の考え方を村長にお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 前にも、全部できないか、そうすれば手續が煩瑣にならないというお話で、今言われていることもよくわかっているつもりであります。どの時点でどういうふうにやるかということですが、18歳まで無料になったということで、子どもに関しては、1つは窓口を開いたというか、いいほうに行っていると私は思っております。

ひとり親のほうの生活実態に鑑みていうことが1つ、もう一つは、やはり1,000円、70万円あればというお話ですが、これはどの程度まで踏み込むかということにかかるてくるわけです。しかし、いずれこの財源の裏打ちがいろいろあれば、そういう方向に行ったほうがいいだろうと思っております。ただ、月ごとにこれは精算しておりますので、子どもあるいは親で、1か所で済まない人もいるわけです。結局そこでやりとりが煩瑣になるということがつきまとうわけでありまして、受けるほうも、やはりこの手續があります。そこで、前に足並みをそろえてということを申し上げたことがあります、できれば全部最初からやればということが一番いいわけあります。

引き続き、ご提言の趣旨に鑑みまして、検討を加えていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 趣旨はよくわかっていると。財源の話も出ましたけれども、この後、固定資産税の方針の話も出ますが、財源といつても70万円ぐらいの財源なので、それはもう何とでもなるのではないかと思います。

それで、1か所で済まないと。それこそ、窓口無料化になれば、煩雑な事務処理も何もなく、本人も月何か所かにかかることもできるわけですね。そういった意味では、やるかやらないかの話であって、こういった理屈はもう通らないかと思うのですけれども、何とか——ひとり親も相当増えているみたいです。理由はいろいろあったとしても。そういう意味では、子どもは無料になっているので、その親に対しても、そういうことで温かい手を差し伸べていただきたいと思うのですけれども、もう一度答えをお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 離婚率が上がったり、あるいは事故、あるいは病気で生活実態がなかなか容易でない家庭があります。1つは、しかし、元気に子どもを育てて、納税の義務を果たしていこうという気持ちも当然大切だと。ただ、今度逆に、ひとり親になって、生活が厳しくなれば子どもにということで、この連鎖があつてはならない、いろいろあるわけであります。

1つは、福祉という助け合う、社会自体が助け合うという意味を持っていると私は思います。そういう意味で、たまたまそういうことになってしまったということについては、なるべくみんなで助け合うことが必要ですが、これは、やはりひとり親の増大と、それから、そのほかの財源、これからやはり高齢者の問題、いろいろな問題が出てきます。その中においてどこまで、ゼロでいいのか——ゼロが一番いいわけですが、しかし、最後の1,000円というのは、やはり周りもずっとそういう考え方でこれまで来たと。では、ゼロにどこからできるのかということも含めて、この福祉の手をどこまで差し伸べることができるのかということを考えいかねばならないとも思っておりますし、当然そういう意味で検討を続けていくつもりでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 検討するということで次に移りますけれども、重度心身障がい者の医療費も実は償還払いになっているんですね。重度障がい者の医療費については、ひとり親と違って1,000円の足かせがないということなので、これも、でも窓口負担をして、役所へ来て申請して償還払いになるということなので、これは何とか、障がいを持っている方は、1,000円の足かせがあるのだったらまだ、ひとり親と一緒になのですけれども、そういう全て無料になる、それが償還払いということなので、この辺は、医療関係との相談ですけれども、やれるのかと思うのですが、お伺いいたします。

- 議長（白岩征治君）　村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君）　趣旨が一貫していて手続が煩瑣だと。基本的にそういうことは前から話をしておりますので、医師会とか、いろいろな意味で提言をして、やはり煩瑣な手続は手軽にといいますか手間がかからないようにという方向でやってはどうかという検討を今やっている状況でございます。
- 議長（白岩征治君）　7番藤田節夫君。
- 7番（藤田節夫君）　今、手続中ということで、この医師関係とか行政関係は、そんなに手続も煩瑣にならないでいいと思うのですけれども、まず利用者、そういった方が、簡素化して、気楽に利用できるというような方向でやっていただきたいと思います。
それでは、次の質問です。次に、固定資産税の全期前納報奨金制度の廃止について伺います。

全期前納報奨金制度は、戦後の混乱した社会情勢と不安定な経済状況のもと、1950年に税収の早期確保、納税者の納税意欲の向上等を目的としてつくられた制度です。現在では社会情勢も大きく変化し、制度がつくられた目的は達成しているとして、全国の自治体で廃止に向けての動きが加速化しております。県内でも約6割の自治体で廃止をしております。近隣の自治体でも、白河市や矢吹町で廃止されております。村については、既に住民税については平成25年度から廃止をしております。

報奨金制度の見直しについては、会計監査委員から平成27年度の決算審査意見として決算書に付されております。今議会の初日に会計監査委員から報告がありました
が、ここでもう一度、意見書の全文を読ませていただきます。

全期前納報奨金についてということですけれども、「税や負担金の一括納付に際し、納付額に応じた割合を差し引いた額を納付するといった報奨金制度に対しては一定の効果があると理解するところではあるが、その報奨金の交付率については、現在の金融機関の金利と比較しかい離したものとなっていると言わざるを得ない。本来納付すべき額があり、そこから報奨金を差し引くということは、その差し引いた分は誰かが負担していると考えてみれば、硬直化した交付率は、ある意味損失と考えられる。世間一般の金融市場、経済状況を見渡す知見により柔軟に対応して初めて村民の信頼・期待に応えたといえるのではないだろうか。見直しをはかるべきである。」と意見を述べております。

この報奨金制度は、全期前納制度ができる人だけに限られていて、不公平な制度として以前から批判されておりました。また、報奨金制度が廃止されれば収納率の低下に影響が出るのではないかと懸念されると思いますが、廃止をしたほとんどの自治体では、収納率に影響がなかったことが証明されております。報奨金がなくても、誰も損失を受ける人はおりません。まず、西郷村も廃止をするべきではないでしょうか、伺います。

- 議長（白岩征治君）　村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君）　固定資産税の全期前納報奨金制度の廃止についていかがということでございます。

この監査委員のお話にもあったとおり、いろいろな戦後の混乱期から脱しつつあると、もう一つは財源の問題もあるということで見直しはいかがということでございますが、当然、廃止に向けてご理解が得られればということが一番のポイントでございますので、そういうことを念頭に置いて検討を加えているところでございます。

述べられましたように、戦後の地方財政は、やはり相当脆弱であって、お話のとおり、シャウプ勧告です。やはり地方自治と財政の健全化と確保についての中において、納税意欲あるいは早期に納めていただければ借金をしなくてもいい、利子を払わなくともいいという財政、会計運営上の必要性からこれができたものでございます。

現在の状況は、報奨金は1,500万円ちょっとでございます。対象となる件数割合では大体6割ということでございます。お話のとおり、だんだん制度をやめるといったところが増えてきておるところでございます。これまでのことを廃止するに当たりましては、やはりこの現状と、それから説明を加えて、ご理解いただいた上でそういう方向にできれば、財源ということの一部にもなるでしょうし、あるいは来るべき社会保障費、扶助費、こういったものへの転換が図れる可能性もあるわけでございますので、両方満足できる方法で進めていきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 廃止の方向に向けて検討していきたいということですが、これは、報奨金が半端なお金じゃないんですね。今言われましたけれども、毎年1,500万円前後、住民税の報奨金がなくなったのでちょっとは下がっておりますが、住民税はわずかだったので、固定資産税が主だということで、今、財源の問題で社会保障費なり扶助費なりが必要になってくるということを考えれば、こういった報奨金制度はなくして、この1,500万円は村税ですから、ここから出ているわけですから、そういう意味では、こういった村税が厳しい状況の中で、廃止をして、そういった社会保障費、扶助費のほうに回していく、こういったことを見直すことにより、まだまだ金は浮いてくるかと思います。村税がこれから増えるという要素はもうなくなってしまっているわけですね。企業もそうはもう来ないだろうし、それこそ企業の法人税が6%まで下がるなどとこの間、課長が言っていましたけれども、現在7.9%まで西郷村は下げられる。その分、国で全部吸い上げて、それを今度、別な交付金として自治体におろすのだと。

話はちょっと変わってしまいますけれども、そうなると、もう国の言うことを聞かないところは、交付金を下げるぞとか、何かもう国の言いなりになってしまうような気が私はするんですよ。それと、一生懸命、企業誘致しろ、企業誘致しろと言って、その企業誘致の法人税からこんなにカットされたのでは、その意欲もなくなっていくかと思いますので、こういった問題は国会での話にはなると思うんですが、私は、これは村としても黙って上の言うことを聞いているのではなくて、意見なり、そういうことを言うべきかと思っております。

今、話がちょっとそれてしましましたけれども、そういったことも含めれば、周知をして、この報奨金制度を廃止していきたいということなんですが、先ほども会計監

査のほうから意見が出ているので、できれば、この1,500万円をほかの事業に使うという意気込みで、やはり村長の判断だと思うのですけれども、ぜひ来年度から実施していただきたいと思うんですが、もう一度お伺いいたします。

○議長（白岩征治君）　村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君）　財源の話の中でという整理に多分なるだろうと思います。1つは、今の地方財政のあり方ですね。法律で制限税率が決まって、その下については長の裁量あるいは議会の認定という中において動いているわけです。

この分、どこにポイントを置いていくかとなります。やはり1つは地方交付税のあり方になってきます。その部分が、この財源として国税3税プラス2という部分はどうなるかについて、なかなか難しいとなってくるならば、今のように入るをはかつて出るを制すということの中に今の話が組み込んで来ざるを得ないとなります。そうしますと、全体の税収の動きあるいは歳出行革もしながら、今の部分の寄与率あるいはご理解、そういったことを考えながらやっていくことが必要となりますので、よくいろいろ聞いて、そして、来年目標にどうかという話がありました。そういう意味で言うと早いほうがいいと私も思っているところでございますが、いろいろご意見を聞いてやっていきたいと思います。

○議長（白岩征治君）　7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君）　なるべく早いほうがいいということなので、これをなくすことによって損失をする人は実際いないんですよね。そういった意味では、1年度でも早いほうがいいかと思いますので、その辺のところはよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。除染事業について伺いますけれども、1つ目として、除染の進捗状況と今後の経過について伺います。

○議長（白岩征治君）　村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君）　進捗状況でございますが、平成28年8月末現在、当村の住宅における除染全体計画戸数7,577戸に対しまして、除染実施戸数は7,450戸、98.3%という進捗率でございます。

今後は、完了箇所の数量の取りまとめ、それから、道路除染及び工業団地等の除染が今進んでおりますが、さらに事業のモニタリングといったことに今後進んでいきたい。基本的には、今年、平成28年度をもって現場は終わらせたいという考え方でやっています。大体国の方も、そういった方向も出ているということもございます。なるべく手落ちのないようにということで頑張っていきたいと思っているところでございます。

○議長（白岩征治君）　7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君）　今年度で全て終了するということで理解しますけれども、この除染を村内でやってきて、7,577世帯ですか、これで、当然承諾しない、除染をやらないという世帯も出てきていると思うんですけれども、実際何軒ぐらいあるんでしょうか。

○議長（白岩征治君）　放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野一君）お答えします。

今現在、除染に承諾していないというような家屋につきましては、220戸でございます。そのうち、連絡がとれないものと所在不明なもの、それから拒否したものということがあります。この戸数につきましては、除染が平成29年3月までが対象でございますので、それまでの間、同意がとれるよう努力してまいりますので、よろしくどうぞお願ひします。

○議長（白岩征治君）7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君）220家屋ぐらいあるということで、連絡がとれなかつたり除染を拒否している世帯があるということで、今後、平成29年3月までに全て終わらせたいということですけれども、今の時点で、この目安というか、やれそうなのか、連絡がとれないというのはどういう状況なのか、拒否している人はなぜ拒否しているのか、そういうところをわかれれば教えてください。

○議長（白岩征治君）放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野一君）現在のところ連絡がとれていないというのは、登記上の住所に郵便物を送っても返ってきててしまうということで、そういう家屋につきましては住民票を照会したりといったことでやっているのですが、何せ数が数なものですから、その問い合わせについては大分時間がかかっているところでございます。

それから、拒否をしている世帯ですが、実際、地区の除染に入っていて、当初から同意をしない、除染は無駄だという考え方とかという個人のポリシーがあるみたいですので、除染の途中にも訪問をして、できるだけ除染したほうがいいですよ、除染しませんかということを常に申し上げて説明はしてきているところです。最初、拒否をした方でも、途中で、やはり周りがきれいになってきて、除染が終われば線量が下がってきて安心だということがわかって、最後のほうに同意してくれる方もございますので、今後もそういった訪問を続けながら、除染に同意していただけるよう努めてまいりますので、よろしくどうぞお願ひします。

○議長（白岩征治君）7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君）連絡がとれない、登記している住所にやっても何の返事もない、戻ってきてしまうという場所と、あとは拒否している、常に話をしているということですけれども、いずれにしましてもあと半年なんですね。最終判断をしなくてはいけないですね。その辺はどのように考えているんですか。

○議長（白岩征治君）放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野一君）除染の期限まではあと半年切っておりますが、連絡がついている世帯については、そんなに期間はかかるないと思うので、12月、冬期間に入らないように連絡をしていく、それから、最後のチャンスの3月に向けて説得をしていくということで考えております。

以上でございます。

（「最終判断。どういうふうに考えているか」という声あり）

○放射能対策課長（菅野一君）最終判断といいますか、同意がとれない以上、除染は

できないということになります。除染計画上は、5年間といいますか平成29年3月まででございますので、それから、線量がどうしてもあるというところに限っては、別な事業で、国と相談しながら対策を練ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 線量が高いところは当然周りの人もそういった線量を受けることになるので、ぜひそういった対策をして、できるように努力していっていただきたいと思います。

次に、道路側溝の汚泥に関しては、これは全て終わっているんでしょうかね。道路側溝は、村一斉清掃などでは、最初は、もういじくるな、そのままにしておけということですっと来てしまって、その後のあれが全然見えていないんですね。聞いていいないので、我々、一斉清掃のときも、今でもいじくっていない状況なんですね。そういうところを今後、あと半年なのでやってもらえるかどうか、お答え願います。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野一君） 道路側溝につきましては、現在、道路の除染を発注しているところでございまして、県道も含めて、今、側溝の除染をしてございます。国道4号につきましては既に終わっておりますので、国道4号以外の県道、村道について、平成29年3月までには道路側溝の線量が0.23マイクロシーベルト以上ある箇所の堆積物については除去できるという見込みが立っております。

よろしくどうぞお願いします。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今、道路の除染は除染中ということですけれども、これ、全ての道路の側溝というかを除染するわけではないですね。0.23マイクロシーベルト以上というのですけれども、道路沿いはほとんどもう0.23マイクロシーベルトないかと思うのですが、現在の状況は、どういった道路除染をしているのかお伺いします。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野一君） 今の道路除染の状況でありますが、事前にモニタリングをして、100メートルピッチでモニタリングを実施しながら、測定して、0.23マイクロシーベルト以上の線量があったところについて、その区間を除染していくということがあります、歩車道境界ブロックがあつたり、それから、舗装の脇の法面というんですか路肩があつたりしたところに放射線が大分強く出ております

ので、通学道路などに面しているところについては、ほぼできるのではないかと思っています。

それから、人通りの少ない山間地については除染の必要性がそんなにないかと思いますが、事業実態を考えながら区間を設定していくことにしておりますので、ご理解願います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今でも、では0.23マイクロシーベルト以上のところがあるということで理解してよろしいでしょうか。はい、了解しました。

では、既に除染が終わった場所ですけれども、覆土した山砂がこの雨で相当流れている箇所が出ているんですよ。そういうたとえをそのままにしておくのか、さらに修繕というかそういうことを考えているのか。今年度で予算も切れてしまうということなので、そういうたとえはどのように考えているのでしょうか、お伺いします。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野一君） ただいまのご質問ですが、除染した後、山砂が流出しているというのは、災害の後に大分あります。流出防止対策を順次実施しているということで、来年流出してしまったらどうするのだということはありますが、早目に流出するような箇所を捉えて対策をしていくことで今実施しておりますので、ご理解願います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今、対策しているということですけれども、これは、大きい道路だけじゃなくて、村道なども相当流れで溝ができてしまっているんですね。道路と覆土した間に結構深い、除染するのに結構掘っていますからね。そこに自転車なんかが入ってしまうと、もう転んでしまうというような状況が起きることも可能性としてあるので、ぜひそういうたとえも点検をして、修繕していっていただきたいと思います。

次に、放射能廃棄物、フレコンバッグの中間貯蔵施設への搬出についてお伺いいたします。

今年3月に環境省が示した輸送計画をまずお示し願います。汚染物の量と搬出する年度の計画も含めて、あわせてお願ひいたします。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野一君） ただいまの中間貯蔵施設への輸送でございますが、昨年度につきましては、村内から1,002袋搬出しております。今年度につきましては、村から4,500袋を搬出する予定になっております。

国が示している中間貯蔵施設への搬出の見込みでございますが、当面の5年間の見通しということで国が示しているのは、平成32年までに県内にある除去土壤の70%を搬出すると計画しております。全体の除去土壤の量につきましては500万から1,250万立米の除去土壤があるのでないかと推測しております。

国に対しては、平成32年の7割ではなくて、もっと早期に搬出ができるよう強く

要望してまいりますので、よろしくどうぞご理解願います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 昨年度と今年度の搬出予定と平成32年度までに70%搬出するということですけれども、これは、年度別に何袋、何袋とは出ていないのでしょうか。全体の量数ですけれども、立米ということではなくて、トンパック何袋ということでおかればお願いします。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野一君） わかっているのは今年までであります。それで、平成32年度までに70%の輸送が完了するような予定については、その年度の使用ダンプの台数、あとは日数によって数量が大きく変わるものですから、ただ、70%を搬出するための必要な日数とか量は、村推計では実施しておりますが、国からは示されておりません。ご理解願います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 国では平成32年度はオリンピックの年になるのかな、いずれにしましても、村の仮置き場にあるフレコンバッグを全部早期に移動していただきたいということで国には要請しているということなので、今後も要請していただきたいと思います。

さらには、村には仮置き場が現在3か所あるのですけれども、今、予定とすれば、どちらの仮置き場から搬出する予定なんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野一君） 昨年は横川の仮置き場、そして、今年も横川の仮置き場を予定しております。来年についてはまだ決まっておりませんが、来年の搬出予定の量を見ながら搬出場所を決めていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 了解しました。

次に、森林除染についてお伺いいたします。

政府は、放射性物質で汚染された除染範囲を拡大することを決めました。それによると、森林を住民が立ち入る可能性のある里山と日常的に人が立ち入る森林や遊歩道、キャンプ場、キノコの栽培場、炭焼き場、散策路、休憩場、駐車場などの除染をすることがほぼ決まりました。

いろいろ新聞等でも出ておりますけれども、被災というか避難解除区域とか、そといった周りの市町村を対象にやる、モデル地域をつくってやるということですが、いろいろな意見があって、今、私が言ったところもこれから計画していくということが言われているのですが、村としてはそういった計画はないのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野一君） 山林の除染でございますが、除染と言われる除染行為につきましては、林野部から、住宅から20メートルの範囲を最大ということで進めてまいりました。その後、住宅地に隣接する山林など奥山あたりから流れてくるであ

ろう汚染物を防止するための対策とか、いろいろ提言が出ているようですが、現在のところ、方法に関しては具体的なものは出ておりません。

新聞紙上で出ております里山林の事業でございますが、里山については、避難指示区域の周辺集落を10か所程度モデル事業として選定して、そのうち、今般、川俣町や広野町などの4町村が選定されて除染をするという報道がありました。そのほかのどこをモデルにするのかは、まだこちらのほうには伝わっておりませんので、ご理解願います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 新聞で報道がありましたけれども、白河市で9月補正予算に森林除染8億円が計上されたということが出ておりましたが、この詳しい内容をご存じでしょうか。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野一君） 詳しい内容はわかりませんが、白河市の場合は、住宅は放射線対策課、それから農地は農政、森林は農政の森林部局ということで、部ごとに分かれているということを聞いております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） それぞれ部ごとに分かれていたとしても、一応新聞報道があったので、ぜひそういったところは調べるべきかなと。私も新聞だけなので、中身をちょっと聞いていなかつたのですけれども、そういったところは注視してほしいと思います。

次に、河川やため池、受水槽、防火用水などの除染状況をお聞きいたします。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野一君） ため池や貯水槽などの除染ですが、今のところ貯水槽、いわゆる防火水槽につきましては、一定の基準を国が示しまして、事前に開放型防火水槽の基準、堆積土壌量ですとかベクレル数の測定を実施しております。その中で、堆積物の深さ、厚さでございますが、10センチ以上が条件、そして8,000ベクレル以上あることということで、私どもで資料提供した開放型防火水槽の場所については、いずれも対象とならないということが結果で出てきております。

それから、ため池でございますが、ため池については、指針は出ておりますが、実際にため池除染をするということが、国のほうから具体的な資料が示されておりません。里山林のモデルと同様、避難区域ですとか警戒区域の周辺でモデル事業を実施しながら広めていくのではないかと考えております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 堆積物が10センチで8,000ベクレル以上ということなんですかけれども、8,000ベクレル以下は各自治体で処理しなさいよというような指導だったのかなと記憶しているのですが、そういったところは今どうなっているんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野一君） 8,000ベクレルを下回ってしまえば、通常の維持管理で実施していただきたいということを告げられています。実際のところは、維持管理の中で河川とか水路に放流しているという実態でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） ここに8月27日の社説に書いてあるんですけれども、側溝の堆積物ということで出ておりますが、もう各自治体はこの堆積物の処分に困っているということを新聞に書いてあるんですね。だから、その8,000ベクレル以上とは思えないのですけれども、それに苦慮しているということを書いてあるのですが、今のお話ですと、普通のごみ処理というか、そういう処理でやってもいいよということを理解してよろしいんですか。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野一君） そのとおりでございます。8,000ベクレル以下については、自由処分という見解が出ております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） わかりました。

それと、飲料水などに使用されている堀川ダムの底に堆積しているものは、今どのぐらいのベクレルがあるか検査しているのでしょうか、していないでしょうか。いずれにせよ、4万ベクレルだったり5万ベクレルだという話を当初はしていたんですけども、現在はそういった検査はしているんでしょうか、していないんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野一君） 南部ため池などの低湿部のベクレル数は、測定はしておりますが、今その数値を持ち合わせておりませんので、後でその数値は示したいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 検査はしているということで理解します。

ただ、ご存じのように、川魚は放射線量が高くて禁漁になっております。また、山菜にしても、キノコを中心に、いろいろなものから放射能が出ているのが実態です。こういったものを放置して、このまま除染活動を終わっていいのか。まだまだ何も解決していないものがいっぱいあるわけですね。そういう部分を村としてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野一君） 確かに、魚、それから山菜等にまだ放射性物質が検出されている状況は変わりませんが、魚については、今後どのくらいのレベルで検出されてくるのか。現在、阿武隈川で検出されてくる魚の放射線量については、放射性物質のセシウム134、137の数値を合計でまだ35ベクレル程度の数値が出てきています。この基準がどの程度まで下がれば漁の開始になるかは、国または県のほうに伺わないとわからぬと。

それから、今、山菜についても、山菜が出るところは奥山という山奥の部分でございますので、奥山の対策についても、今後示されてくるのではないかと思っております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 今後対策というか国の施策によって変わっていくんでしょうねけれども、損害賠償を見ると、もう終わりにしてしまうと。だって、現実はまだまだこういった状況なのに、そういった損害賠償なんかは終わりにしていこうと、国も東電もそういった考えなかと思うんですけども、こういったことは、現実をもっともっと直視して国に要請していくべきかと私は思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

次に、汚染牧草の処分についてお伺いいたします。

はじめに、村内にある量と処分計画について伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 汚染牧草の処分についてでございますが、まず量でございますが、3,584ロール、1,600トンでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 処分計画はあるんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 処理につきましては、双葉郡川内村に建設が計画されている焼却処理場にて焼却処分されることとなっております。早ければ平成29年度、来年から運搬、焼却処分が始まる見込みでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 川内村に焼却処分場ができるということですけれども、具体的にはまだ決まっていないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おただしのとおりでございます。事業実施のスケジュールあるいは事業主体、環境省がみずからやるということになっておりまして、では、西郷村の由井ヶ原からいつというのはまだ示されておりませんが、おただしのとおり、早く持っていってもらいたいという要請はしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 了解しました。

次に、牧草地の除染でカリウムが使用されておりますけれども、牛に影響が出ていると問題になっている地域があります。昨年3月から相馬市の酪農家で11頭、川俣町で9頭、伊達市で3頭、その他3頭の死亡の確認がされております。牛の大量死は原発事故後に発生しており、カリウム除染をした自給牧草を食べていてカリウム過剰となり、牛が低マグネシウム血症を発症することで、牛が死に至るということですが、村ではこういう事例があることを知っていましたか。また、村でもカリウム除染をしていると思いますが、現在までの状況と実態をお聞かせください。

- 議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） カリウムの影響かどうかについての雑誌の記事とかを見ましたが、伊達市でも同じ質問があったということです。村は平成25年4月22日付、農業技術情報「カリウム濃度の高い牧草の利用技術について」ということで注意事項があつて、それを受け、過剰にならないようにということで、苦土石灰、ヨウリン、あの雑誌の中にも書いてありましたが、要するにグラステタニーというものが関連性がどうなのかと。県の家畜保健衛生所その他でやっていますが、聞いても、まだ因果関係はわからないと。ただ、しかし、事実として死んでしまったと。それで継続できない。いろいろあるので、東電との関係やいかにということに話題は行っているようですが、村では、苦土石灰、ヨウリンの土壤改良効果以外の栄養素を含む資材と同時に施肥、あの中にありましたように、一部農家がそう言っていましたね。そういうことで対処しているので、今のところその因果等については、まだ明らかでない部分があるということあります。
- 議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。
- 7番（藤田節夫君） 村ではそういう実態がないということで理解してよろしいでしょうか。
- 今後のこともあるので、今、村長から、県の農林水産部から平成25年4月に「カリウム濃度の高い牧草の利用技術」ということで指導、助言が来ているわけですけれども、その中に、やはり今後のこともあるんで、収穫した牧草は必ず肥料分析を行い、栄養濃度及びミネラル濃度を確認するように指導されていると思いますが、村ではこういった土壤の検査をしているのか、そういうことを各酪農家に指導しているのか、その辺のことをお伺いいたしたいと思います。
- 議長（白岩征治君） 農政課長。
- 参事兼農政課長（東宮清章君） お答えいたします。
- 除染する場合に、必ずと言っていいほど村のほうにこの部分を除染したいということで相談が来ますので、そのときに村は土壤の分析をしました。その分析を実施して、土壤の交換性カリウムの含量の低い圃場のみ、カリウム資材を施肥するなどの細心の注意を払って事業を実施しました。
- ただ、各農家に文書で伝えたかというと、そこはちょっと文書記録を見てみないとわからないんですが、今のところ、これらが原因で牛が死んだというのは把握しておりません。
- 以上です。
- 議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。
- 7番（藤田節夫君） このことがあり、県では、6月22日から6月24日にかけて、全酪農家に電話で調査を行ったということですけれども、このことは把握しているんでしょうか。
- 議長（白岩征治君） 農政課長。
- 参事兼農政課長（東宮清章君） ちょっと県のほうからは聞いておりません。電話で連

絡というのは聞いていません。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 我が党の県会議員が議会の中で質問して、県のほうでは、各酪農家に調査をしてみるとことになつてはいたんですけども、こういったことも、直接酪農家に電話をして調査をしたのかどうか、私もちょっとわからないんですが、村担当者には、こういったことを県の担当者からお知らせというか、こういったことで調査するよということがあつてもいいと思うんです。それがなかつたということなので、ぜひ、私もこれをもらっておりますけれども、政経東北の1面に堂々と書かれておりますが、こういったことは県のほうにも、ましてや伊達市の議会で共産党議員の佐藤さんという人がこういった質問をして、その当時、もう平成25年4月に県からこういったことが出されているのに、市では知らなかつたと言つているんですよ。こういった指導があつたことが。そういったことはあつてはならないことなので、ぜひ、酪農家に今回この調査を直接したかどうかわからないんですけども、県では、酪農家全てに調査を行つたということを回答しているので、ぜひそういったことも確認をして、やはり各自治体の担当者にもそういったことは連絡するように要請していただきたいと思います。

とりあえず、現在のところ、村では影響ないということなんですけれども、今後もこういった事件事故が起こらないようにきめ細かい指導を徹底して行うべきだと思います。回答は要りません。

以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第2、8番金田裕二君の一般質問を許します。8番金田裕二君。

◇ 8番 金田裕二君

1. 農林業対策について
2. 除染対策について
3. 当村の食糧自給率と食品廃棄について

○ 8番（金田裕二君） 8番金田裕二です。通告順に従い一般質問をさせていただきます。

最初に、農林行政について伺います。

まず、村有林の総面積は村有地845ヘクタールの約92%に当たる約777ヘクタールがございます。追原の裏を除いたそれらの山林の現況はどのような状況なのか知っている範囲でお答えください。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 8番金田議員のご質問にお答えいたします。

村有地の現況はどうなっているかということでございますが、現状、地目どおり、特段、利活用とかそういうことには至っておりません。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君の再質問を許します。8番金田裕二君。

○ 8番（金田裕二君） 多分に広大な777町歩という山林は把握し切れないと思っております。かなり奥のほうに、自衛隊の演習場近辺に、あそこにもかなりの広大な面積があって、それは防衛施設庁に貸し付けられていますよね。それらからも当然利用料金はいただいているんだと思っておりますけれども、そのほかの山林については、ほとんどが、もう植林もされていない、荒れ放題というか、そのままになっているのが現況かと思っております。

それでは次に、追原の集落裏のゴルフ場予定地だった約85ヘクタール、平成18年に寄附採納を受けたわけですが、その利活用について伺ってまいります。

たしか平成21年と平成26年6月の定例議会で質問させていただきましたが、それから10年間、何も活用されないまま放置され、現況は把握されているのかわかりませんが、まず、当時からの寄附採納された時点での固定資産税額からするとどのぐらいになっているのか、税務課長にちょっとお伺いします。

○議長（白岩征治君） 税務課長。

○参事兼税務課長（近藤伸男君） ただいまおただしの件にお答えいたします。

議員質問のとおり、面積につきましては85ヘクタール、筆数につきまして58筆でございました。

平成18年度固定資産税額につきましては20万6,000円でございました。

以上です。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○ 8番（金田裕二君） 85ヘクタールで年間約20万円程度ということですから、簡単に言うと10年200万円程度の、もし寄附採納がなければそれだけの税収があったかと思っております。現況はどのようにになっているか、その85ヘクタールの寄附採

納いただいた土地の現況について、知っている範囲でお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

寄附を受けた土地の現況についてということでございますが、おただしの村有地に

つきましては、平成18年6月に2法人より寄附として受納した土地でございます。

現況につきましては、山林のままということでございます。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 山林のままということですが、現況は、私もすぐ裏なものですからよくつぶさに見ております。山のほうは随分赤い木がたくさん増えてきております。いわゆる松の松枯れも出ておりますし、それより、現況はそこがイノシシやニホンジカの生息地になっております。すみかになっているんです。連日連夜もう出てきております。あの近辺の田んぼ、畑が荒らされて、その中にもいる駆除隊の方々が二十数か所を仕掛けております。なかなか捕まりません。そういう村有地になっております。

当時の質問では、利活用について、ウォーキングコースやサイクリングコース、それから県大会や全国大会ができるくらいの規模のパークゴルフ場、それから記念植樹なんかができるような花見山、それから観察林とか湿原もありますので、そちらにはミズバショウの公園なんかをつくったりとか、村民や観光客が訪れる村の一大施設になれば村の活性化になるのではないかということでただしたところでございます。

村長は当時「ピンピンキラリ運動」を踏まえて活用したいとの答弁でございましたが、現在どのような構想で実現されるのか、そのビジョンをお示しいただきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 前回もいろいろご提言いただきまして、いろいろ考えてみるとどうことを申し上げましたが、現在まだ固まっていない。そもそも宝酒造が来る、あるいは今は信越半導体ということになっていますが、隣接地であるので、関連会社の工場用地になるのではないか、最初はそう考えた。ただ、リーマンショックその他のいろいろな状況があってということもありますので、では、それもベースに置きながら、それ以外に何かないかということで、この前いろいろご提言、それからピンピンキラリという話も申し上げたところでございます。

あの広大な山をいかに使うかというのは、いわば1つの夢というところにもなるはずであります。1つのブロックとしていっぱい、クラインガルテンの問題とか、何でもできるという話も前にしましたね。村有地の利活用は、やはり行政目的を付与するということにした場合は、計画あるいは財源等も来るわけであります。そもそもこの寄附をしていただいた趣旨と、あるいはその後の村政の展開において、どれがいかにいいものになるかということを考えたときに、どうやら2つの方向で行くしかないということは前に申し上げたとおりです。

ピンピンキラリということは、あのときに花見山の構想がありましたね。それで、

なるべく外に出るよう、あるいは花鳥風月を友とするために、やはり花あるいは紅葉、あるいは春夏秋冬の——冬はなかなか容易ではありませんが、そういうことを考えたりして、地域別あるいは年代別あるいは男女別とかいろいろなことが構想できなかということもあったわけあります。

今後、ピンピンキラリ運動をしていきましょうという提唱をもう既にしております。これは、この高齢化社会において、いかに健康長寿の期間を長くするかといったときに、やはり引きこもりあるいは栄養と運動、スポーツ、あるいは満足度といったものがどこで実現できるのだろうと。それは、やはり各家庭の中の1人よりも、あるいは地域、あるいはこのより大きなコミュニティ、村全体といったこともありますので、そういうことの場としてあそこが使えないか、そういうことを考えているところでもございます。

ただ、今のところは、コミュニティとするならば、やはり区長さんがいる範囲、あるいは各集落、学校とか、そういった最小単位がある、あるいはご近所の茶飲み友達、ご隠居様同士といったところもありますね。そういうことを考えて、今の村政における行政の各メニューがあります。さらには、これからも、健康長寿とあるのであるならば、やはり食とスポーツ、筋肉あるいは笑い、満足度、あるいはボランティアのことはどう考えていくかといったことの組み合わせはいっぱいあるわけでございます。

新年度に向けてこの具体的なことがどこまでできるのかというのも一つの今のチャレンジだと私は思っております。その中において、あの場所が、当初のとおり、製造その他といった目的あるいは今のような健康長寿社会における土地利用、あるいは全体の花見山という構想もありましたが、既にこの黒川近辺では大きな花見山もできつたあるといったこともあるって、どういった方向というか地域別、そういった事業に向くのかということもいろいろ加味していきたいと思っております。

現在、あそこの場所は上り坂の急勾配がある、あるいは下がって、また上がったりという起伏に富んだところ、同時にいろいろな、一時、物を置いたりという場所にもしておったりということもあります。いろいろなことを考えて、そして、所期の目的で行くのか、あるいは第2段階に行くのかといったことも絡めて、いろいろご意見を拝聴しながら進めていきたいと思っております。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時04分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 質問に先立ちまして、先ほどの私の発言について一部訂正をお願いしたいと思いますので申し上げます。

先ほどの質問の中で平成21年と平成26年6月の定例議会でも質問しましたがということを私、発言したんですが、記事録を確認しましたところ、最初に質問したのは平成19年9月です。平成19年9月と、その後、平成26年6月は同じでございます。そのように訂正をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君より質問の中の訂正についてのお話がありました。

会議規則第64条の規定によりまして、議長においてこれを許可いたします。

○8番（金田裕二君） ありがとうございます。

それでは、先ほどに続行いたして質問させていただきます。

先ほど村長から85ヘクタールに及ぶ寄附採納を受けた土地の利活用についてビジョンということで伺ったわけですが、何か聞いていますと、平成26年6月定例会のときとほぼ同じ内容だったので、それ以後進行していないのかなと思っております。やはり10年間塩漬けされるというのは決していいことではありません。せっかくその土地の当時の所有者、そしてゴルフ場に協力して売り渡した地権者、それらの気持ちを考えたときに、何か生かした使い方をしてもらいたいというのが当たり前の話だと思っております。

そういうしたものも踏まえ、やはり多くの村民から、何か要望、いろいろなアイデアを募って、どんなふうなアイデアがいいかとか、それから、プロジェクトチームを早急に立ち上げて活用すべきだと思っておりますが、村長に再度答弁をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご提言、ごもっともであります。そもそも寄附採納というのは、寄附される方の善意というか、やはり大企業が来る、したがって裾野につながる、あるいは関連する企業が来てということがあって相互利活用されればいいという前提で寄附されております。しかし、なかなかその後、リーマンショックとかで経済が好転しませんということもあってということで、直ちに、では何をということは、今申したとおりなんですが、やはり村全体として、行政としてふさわしいものはないかということについては、お話のとおりだと思います。いろいろ提言をお伺いしたり、あるいはいろいろ調査をしたり、あるいはプロジェクトもいいことだと思いますが、そういったことから十分練り上げていきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 先般、泉崎村のパークゴルフ場を特別委員会の中で視察してまいりました。西郷村からもかなりの方が行ってプレーしております。西郷村では太陽の国のところに1か所あるわけですが、今プレーする方が増えてなかなか利用できないというのが実態だそうでございます。泉崎村の場合は、もうすぐ近くに温泉もありますし食事する場所もあります。とてもにぎわっているようです。これからは、やはり、もう既に2年前にもパークゴルフ場の話をしておりましたが、そんなに金のかかる、工事費がかかると思いませんので、用地買収しなくとも、85ヘクタールもあるんですから日本一の施設ができるのではないかと思っておりますので、それらも含め

て検討をお願いしたいと思っております。

それらのいろいろな開発行為をするに当たっても、やはり一番大事なのは、5年半前の放射能で汚染された山林、里山をどうするかということで、私の質問に書いておきました、里山再生計画には除染もつきものだということが出てまいります。先ほど7番議員からも同じ山林除染の件で出ておりましたが、再度質問させていただきます。

新聞にも報道されたとおり、復興庁、農林水産省、環境省などは、先行する県内の川俣町、広野町、川内村、葛尾村以外でも事業計画ができれば検討するということが記載されてあります。その近隣ということだろうと思いますが、いずれにしろ、そういった活用の仕方であれば、国でも除染を認め、そして、大いに活用されることができるのではないかと思っておりますが、再度その辺について答弁をお願いします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先ほどお答えしたとおり、山林あるいは河川については、住宅よりも少し遅れている、しかし、みんなきちんとやってもらいたいというのが私どもの願いであります。そのバリエーションの一つとでもいうか、里山再生計画による除染対策と事業計画によるモデル事業についてということで、今の里山の除染のお話がございました。

環境省の見解によりますと、「住居周辺にあって、住民が身近に利用してきた森林を里山」と定義づけ、避難指示区域及びその周辺の地域において、集落10か所程度をめどにモデル地区として選定するものとされております。お話のとおり、川俣町、広野町などの4町村が今選ばれております。

この開始に当たってはいろいろ計画等もあるわけでございますが、今のところ、避難指示区域及びその周辺と言っております。これが拡大されたり、あるいはもう少し、議員おただしのとおり、なるべく広がるということを期待するところでございますので、よく国との話というかそっちもしてまいりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 村有地の利活用については以上としまして、次に移ります。

次に、平成25年6月の定例議会でもただしましたが、山林の松くい虫対策についてであります。3年前に比較しますと、村内の山林は、目視しただけでも枯れた松は数え切れないくらい増加しております。現況の被害状況についてお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 村の状況ということですね。おただしのとおり、なかなか食い止めることはできません。既に県の林業試験場郡山には、この松くい虫に強い品種をつくって、私も見てきました。しかし、今のところは、樹幹注入あるいはヘリ防除、いろいろやっていますが、止められないですね。そういうことがあります、現在の状況は、平成23年度から平成27年度までの5年間において、衛生伐で534本、240立方メートル、また、村単伐で248本、216立方メートル、合わせて782本、456立方メートルの被害木に対応したところでございます。本年度におきましても、新規事業で71本、28立方メートルを伐倒し、薰蒸処理及び薬剤処理

を実施いたしました。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 蔓延する松くい虫の状況が、ただいまの村長の答弁でもわかるように、昨年は、成果調書によても100立方メートルぐらいの処理がされたと書いてありました。国内では、松くい虫の被害のないのは北海道だけだと聞いております。なぜ北海道がないのかなと私も考えてみますと、北海道はアカマツの木が函館周辺に、大沼公園と函館の間あたりですが、道路脇に、北海道に移民した当時に持つていって植えたものしかないです。ですから、北海道にはないというのは、北海道にはほとんど松の木がないから、それだけ被害もないということだと思っております。将来は、日本中なくなってしまうのかなと危惧しております。

昔からどんどん北上ってきて、数年前までは東北地方は大丈夫だろうと言われていました。温暖化の影響なのか定かではありませんけれども、これほどまでになるとは私も思っておりませんでした。これらを食い止めるのには、今の年間203万7,000円、それぐらいの費用ではとてもじゃないおさまるはずがないですね。おさめる気になれば、除染費並みの何百億円という金をつぎ込めば、多分西郷村から撲滅させることができるかもしれません。それは、巨額の資金と人材を投入することはまず無理だと思っております。本当に根本的にこれから対策をどのようにしたら、一本一本切っていても追いつきません。その対策案をお伺いします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） マツノザイセンチュウと、それから、それを媒介するというのは特定されております。今までには、やはり年季の入ったというか老齢木がやられやすい。若いと大丈夫という見方もある。そして、殺虫剤をまく、これがヘリコプターあるいは材線虫が行く前に、木の中にいるものを飛ばないように移動禁止、それで伐倒、薫蒸あるいは焼却あるいは圧殺、チップにして圧殺するということの3つです。

これが、では、どの程度の効果をもたらしたのか。さっき言ったとおり、国家を挙げてとかとならないと多分だめ。もう既に関西あるいは東海以西は、どこに行っても山は本当に枯れていますね。それは一にかかるて今の理由になりますので。

では、そうしますと、西郷村にもあります天皇陛下お手植えの松とか、ああいう絶対守りたいところがあって、やはりヘリコプターあるいは薫蒸、あるいはいろいろやっていますが、なかなか効果は、そして、かかりにくくする、あるいは樹勢を待つといったことで栄養剤の注入とかをやっていますが、なかなか効果は100点にはならないというのが現状です。よって、樹種の転換か、あるいは最終的にはということも今、話をしているところでございます。

ただ、どこまで本当に、片や生物というか虫でありますので、あまり殺虫効果が高ければ人間にも影響するといったこともあって、濃度の強いものについてのちゅうちょがあつたりということもあるわけであります。やはりそれは蔓延スピードをダウンさせる、そういうものが今やっている方法でありますので、今のところそういうことだろうと思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） なかなかいい解決案が出ないとは思っておりました。3年前の松くい虫の対策の答弁とほぼ同じであります。人間がやるにも確かに限界があります。どんどん、年にとても二、三十本、100本切ったところで追いつかないです。

村長の山の松も枯れているのがわかりますか。私はすぐ近くなものですから。実は私は昨年、自分の山は、もったいないので松を伐採しました。樹齢90年から100年ぐらいのこんなに太い松です。真っすぐの松。どんどん生えてきたのもつたいない。こんなにいい資源をただ松の虫に食わせてたまるものかということで伐採して、ちょっと活用しましたけれども、それも限度がありますので、何かいい案がないかなとも思っておりますが、本当に残念なことであります。何とか新たな対策案ができる事を期待しております。

さて、もう一点、危惧される状況が迫っております。それは、ナラ枯れ病というものでございます。数年前には日本海沿岸で見られたんですけども、新潟県、それから山形県は現在全域、福島県は南会津から只見川沿川が最初多かったんですが、今は会津全域、それから磐越道の走る猪苗代のほうからずっと、磐梯熱海から郡山まで最近発生が確認しております。

ナラ枯れ病というのは、やはり松と似ているんですが、カシノナガキクイムシという虫を媒介とするんですね。ですから、マツノザイセンチュウとまた別で、糸状菌というか、大腸菌みたいに、そういう菌によってやられる伝染病の一種でございます。これは大変なんですよ。ナラ、コナラ、ミズナラ、カシャッパ、クリ、クヌギ、シイ、カシ、こういったいわゆるドングリのつかるような木が多いのですけれども、大体6月から9月にかけて大量に枯れてくるという病気であります。こういったものは当村での発生状況が確認できているかどうかだけ、とりあえず伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話はわかっているつもりですが、確認されておりません。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 幸い当村には確認されていないようですが、実態はまだわからぬと思います。会津地方と甲子トンネルで直結された我が村は、多くの車両が往来している。現況からすると、当村の発生も間もなく確認ができる状態になるのではないかと思われます。

今月はじめに、私は実際、南会津の方面をぐるっと回って確認してまいりました。本当に目で見ただけでも、山が松くい虫みたいに赤くなっています。もう一目で、これは松じゃなくてナラ枯れというのが一目でわかる程度にまで増えてきております。本当に残念な姿を見てまいりました。

当村では、「緑豊かな大自然」をキャッチフレーズに観光客誘致に宣伝してまいりましたが、数年後は、山は雑木も松も枯れ果てて真っ赤っかになってしまったら、観光のお客さんはがっかりするのではないかと思っています。甲子トンネルを通って増えないように、西郷村の入り口で阻止してもらいたいもんだと思っております。

既に入っているかもしれないナラ枯れ病に対して、松くい虫の失敗を繰り返さないように最善の対策が急務と考えられますが、今からの対策案について伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ナラ枯れは、私も現場見ております。春になって枯れ山が葉っぱをつけてくる、それが6月、7月、緑したたる葉っぱがいよいよ濃い緑に変わると一斉に変わる、要するに異様な光景であります。内容は今のお話で承知しているつもりですが、結局は菌の増殖によって木が光合成を行うための根から取り入れた水の上がり口を塞ぐということで枯死するということだそうであります。それをどう防除するかとなりますと、このキクイムシといったものをどう防除するか、いわば松のことと似ていますね。樹幹注入とかもあるらしいというのもわかりますが、結局、私どもはよくわかりません。農林水産省の筑波にあるいろいろな研究所、林業研究とか、ああいうところで実は薬剤とか、あるいはそういった効果について実証実験をやって、どう広めていくかという段階ということも聞いております。

同時に、食われるナラとかシイとかであれば、いわばこれは炭の原料になります。結局、林搬をうまく使って、そういうところを早期伐採して、そして使うというのも手ではないか。同時に、これは薰蒸焼却と同じ意味を持つわけであります。ただ、今のところ、やはりコストと経済性の問題があってなかなか山には入りにくいこともあります。やはり対応策と同時に、山の守り方あるいは林業としての捉え方、そういう観点で対応策を導いていかなければ、このまま終わってしまうのだろうという気がありますので、各そういったところと連携して、どれが一番いいのかということも考えて対応していきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 今すぐどうということではないわけですが、もしかしたら既にもう入っているかもしれない。こういったナラ枯れ病は、未知のことありますからなかなか難しい点もあります。私の提案としては、まず、人間も同じです。早期発見することだと思っています。それには、役場の担当職員に全部やれと言っても、これは無理な話、十分ではありません。やはりその山の持ち主、地権者や、あと山歩きの好きな方、あとは樹木医とか、いろいろな関係、森林組合とか、いろいろな団体が協力して、松の木と違って、先ほど村長が話をされましたけれども、松は真っ赤で枯れるまで結構時間がかかるんです。ところが、ナラ枯れは夏場、7、8月で一気に枯れます。ですから、そういった、「あれっ、おかしいな」と見たら、それを現場で、こういった虫が入った穿孔、穴があるかどうかとか、木の根元に木くずのようなものが落っこちていなかとか、大体1メートル50センチぐらいから下の場所です。上のほうには虫は入らないそうですから、そういったものをまず発見する。発見したならば、なおさらそういう予防液を注入したりして早期にやる。今みたいに、松の木みたいに、どんどん西郷村中に広がってしまってからではもう手おくれになってしまいます。そうなったら、観光客も、「何だ西郷、大自然があるあるなんて言ったって、何で、真

つ赤っかだっぺ」ということになってしまいます。そういうものを村全体で協力しながら、早期に対応できるように、回覧板か何かを利用してでも村民にも訴えたほうがよろしいかと思います。

ナラ枯れについては、ここで回答が出ませんので、次に、有害鳥獣対策について質問させていただきます。

これらについては、平成22年からほぼ毎年のように、また金田は有害鳥獣の話が始まつたなというぐらいに毎回申し上げております。年々イノシシを含む鳥獣の捕獲数は増えているようですが、増えているというのは、それだけ生息数もかなり増加しているということだと思っております。

まず、昨年度の捕獲数と、問題はこれからです、推定でもいいです、推定の生息個体数をわかる範囲でお伺いします。

○議長（白岩征治君）　村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君）　有害鳥獣駆除の問題で、平成28年度、今年の8月末までの捕獲実績を申し上げます。有害捕獲により、熊4頭、カラス10羽、カワウ4羽、カルガモ9羽、ハクビシン2頭、福島県の指定管理捕獲事業により、イノシシ59頭でございます。

去年も言いますか。平成27年度の捕獲実績は、有害捕獲により、カラス34羽、カワウ11羽、カルガモ13羽、イノシシ74頭でございます。

○議長（白岩征治君）　8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君）　とってもとっても減っていないか、前にも何度も話していますのでくどく申し上げませんけれども、捕獲よりも、新たに生まれる赤ちゃんのほうが多いと。こういった状況、先ほど推定で生息の個体数はどのぐらいなんだろうという見当——わからない。どのぐらいいるか実態はわからないと。誰かイノシシがしゃべってくれると、仲間何匹いるんだということで聞き出したいところでございます。

いずれにしても、もう全て増えているのは実態。最近はイノシシとかハクビシンばかりでなくて、猿もかなり下までおりてきましたね。自然の家の近辺にも群れになっていっぱいいましたが、最近は段ノ原から高助のあたりまで群れになって来ています。幸い、猿の被害が重立って、これをやられた、これをやられたというのではなくて、顕著じゃないでまだいいんですけれども、猿はばかにならないです。福島市近郊は、飯坂近辺なんかは大変です。果樹はみんなやられる、家に猿が来て、戸を開けて中のお茶菓子を食う、羽釜を開けて飯を食う、冗談じゃなくて、本当の話です。そのように、猿は知恵があるんですよね。そういうものが、また西郷村の中に増えたら大変だなと思っています。こういった猿とか、鹿もかなり増えていますね。ニホンジカ、それからカモシカ。ほとんど日光連山、向こうのほうから増えてきているのかなと推測しますけれども、本当に思ってもいないことになってきております。

私も、具体的に捕獲作戦というのは、自分なりに考えてもなかなか考えつかないんですけれども、地道に金をかけるしかないのかな。西郷村でも以前、最初はイノシシ1匹5,000円、それ1万円になって、今2万円。もっと出して、3万円、5万円

と出せばどうなのかなと思ったけれども、金を出したから捕まるというものでもないのかなと思ったり。最近は、イノシシも学習能力があるのか、わなをかけると、そこを避けて別なところに行ってしまったりして、なかなか難しいそうです。先ほども申し上げたように、追原裏の村有地から、連日連夜出没してくるところにわなを随分かけているんです。私は毎朝、そのわなを見に行くんです。かかっていいかどうかと。かかっていたら、そこをぜひ目撃して、説教してみたいなと思っているんだけれども、なかなかそういう場面に遭わないです。

いずれにしても、史上最大の作戦でもして、せっかく西郷村には自衛隊がいるんですから、西郷村に駐屯に来た自衛隊を横一連に並べてババババッと一掃作戦をお願いできないかなという、冗談ではなくて、本気でそのように村で対応できないものかなとも思っています。そのぐらいしないと、なかなか減っていかないのかなと思っています。

最後に、村有地がイノシシの巣になってはいけない、それだけは申し上げたいと思います。今の自衛隊ということではないですけれども、本当に根本的な対策は何か、もう一度お伺いします。

○議長（白岩征治君）　村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君）　有害鳥獣の被害は、議員お尋ねのとおり、全国的な問題です。福島県の特殊性は、放射能で山のものという人の出入りが減った、あるいは、この2年ぐらいなり物がよくて、ドングリの生育が豊作なので、年に1産のものが、2年で3産とか、そういう栄養価が回っているという話もあったり、あるいは、そもそも山に入る人が少なくなったので個体が増えたとか。それで、それが増えたのが、また里山に出てきてということで、だんだん人がつくる作物を餌場にしたりという、今の学習が広がってというところがあるらしいというのがわかりました。同時に、浜通りはイノブタなるものが跳梁ばっこして、家の中の台所、みそ蔵でも何でも食べてしまう。それはどうにもならない、増える一方。これが今の実態だと思っています。

それで、どうするんだと。今の電気牧柵の3分の1とか、あるいは今の駆除隊員への報償費を上げるかだけでいいのか。ほかは、もちろん宮崎県の椎葉村みたいに、そもそもまたぎの集団みたいなもので、逆に言うと一般の人は入れないと。ああいう人たちに任せたほうがいいということで、鳥獣と人とのすみ分けができていた。今はそれが崩れてきたのをどう止めるかということです。

1つは、やはりジビエ料理に使えないかとなりますと、放射能被害の問題があったり、いろいろありますが、大体、話をいろいろ全国というか、林野庁の話を聞いたりしますと、同じところで駆除対応をもう少し広げてもらう、あるいは駆除隊の若返りをお願いする、あるいは、わなももう少し効率的なものがないかとか、そういうことで行くしかないのかなというのが手です。

やはり林野庁ということですが、農業の水田あるいは野菜、果樹、そういったものと完全に密着しておりますので、今、有害鳥獣の対策は農林水産省の中でも大きなテーマになっている状況でありますので、さらに、近年、報償費が上がったり、あるいは

は鳥獣の被害駆除をする団体への対応の仕方ももう少し拡大するといったことで広がっておりますが、増えている数に比例しているのかどうかという問題があるわけでありますので、さらにいろいろ実態をお聞きしながら、できる限りこの対応をしてまいりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 佐賀県の武雄市役所では、最近、課名が変わったのですが、農政課の中からイノシシ課という独立した課をつくったんですね。樋渡という有名な市長がいたときです。市長がかわったら、また今は農林部何とか課と変わったそうですけれども、それでかなり、それだけイノシシ課という課までつくると、やはり一生懸命やるんですね。それでかなり撃退し、数が減って、そこでは今、鳥獣の加工センター、いわゆるジビエ料理に使う肉を加工しているそうです。ここではジビエ料理はまだ食える状況になっていませんので残念なのですが、関西方面ではどんどん活用ができる、国でもジビエ料理にはかなりの補助金を出すという政策に最近なっているようでもございます。

そのようなことで、さらに鳥獣害のないような、そしてまた、電気牧柵とかの購入者に対しても、さらなる助成ができるような仕組みをお願いして、次の質問に移ります。

次の質問は、2番目には、私は除染対策についてということで出しておったんですが、先ほど7番議員がほとんど何か書いてあるものを親切丁寧に全部やってくださいましたので、私のところはほとんど、ちょっと聞きたいことだけ伺います。

進捗率とかそういったものは全て、中間貯蔵施設への搬出というのもお聞きしましたので、確認の意味も含めて、いわゆる中間貯蔵施設へ運ぶべきフレコンバッグが総体数としてはどのくらいあるのか。以前、搬出には今のペースだと7年ぐらいかかるのではないかというお話を聞いたことがあります。その当時に比べて、その当時にはまだ除染が終了していませんでしたので、今も終了していませんけれども、そういったフレコンバッグの数自体も総数ではどのくらいになる見込みなのか。最終的に搬出は、先ほど聞いたところでも、平成29年度以降はまだ計画が発表されていないのでわからないということだった、それはいいです。総数でどのくらいになるか、それだけ。

○議長（白岩征治君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（菅野一君） お答えします。

8月末現在で3つの仮置き場に貯蔵している土壌の量につきましては約67万3,000袋ということになっております。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 膨大な量でありますので、毎年とてもじゃないが四、五千袋とかの単位で運んでいたのでは、いつ終わるのか気が遠くなるような数量だと認識しています。

次に、道路除染についてもほぼ答えが出ておりましたので、それから、除染の未実

施、されていない方についての対策も全て先ほど回答されていますので、それらを全て割愛させていただきます。

それでは、第3の質問に入ります。最後に、当村の食料自給率と食品廃棄についてお伺いいたします。

平成27年度の日本のいわゆる自給率、カロリーベースの食料自給率は39%、生産額ベースでの食料自給率は66%、そして、平成26年度の福島県のカロリーベースの食料自給率は77%。100%を超える自治体は208の北海道に次ぎ、秋田、山形、青森、岩手、新潟ということで全国で6県のみでございます。そして、福島県の生産額ベースの食料自給率は82%。

さて、西郷村での食料自給率は一体どのぐらいなんだろうということでお伺いします。

○議長（白岩征治君）　　村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君）　　村独自の計算は出ておりません。今、全国と県は議員申されたとおりであります。

○議長（白岩征治君）　　8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君）　　なかなか市町村単位で独自の数値を把握しているところは少ないかと思っています。ただ、福島市では独自に自給率を発表しております。あまり高くないですね。生産物ごとになっていました。果樹は250か300%と果樹だけがすごかったですけれども、ほかのものについては、平均すると二十何%ぐらいしかなかったです。

こういった数値はそんなに難しくなく出せるんです。ちょっと調べてみたら、農林水産省でのそういう簡易なシートができています、エクセルのシートにいろいろ計算式が入っているんですね、そこに各、米とか肉とか、村で生産されるものの量をずっと打ち込んでいくだけです。そうするとばばっと自動的に算出してくれるシートがございますので、そういったもので1回試算をしてみていただきたいとも思います。

なぜ西郷村のと言うかというと、西郷村ではどれだけのものが、村民が食する分と生産する分の値が、やはりその程度は把握しておいたほうが何かといいのではないかなど。西郷村では一体何を村民が食う以上のものをいっぱいいくついているんだろうか。米とか牛乳とか牛肉とかといったものは、計算しなくてもオーバーしているのは大体わかりますが、その他のものでゼロというのがたくさんあると思いますし、平均したらどのくらいなのかなというのも気になるところでございます。

なかなか難しい質問をいたしましたが、次に、学校給食の残り物、いわゆる食品ロスについて伺います。

当村では、残り物については、以前からバイオマス処理をして、堆肥化して、学校給食会を通して、また生産、納入されている農家に還元する、いわゆる循環型がもう既に構築されていることは存じております。しかし、本来そういった堆肥をつくるための施設ではないんですね。もともと子どもが残さないのがベストであります。実際の残り物というか残菜はどのくらいあるのか、教育長に伺います。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 8番金田裕二議員のただいまのご質問にお答えいたします。

学校給食の残り物ということですが、学校給食の摂取量や栄養価につきましては、ご存じのように、学校給食法に基づいて算定して給食を提供しております。また、摂取量、子どもがとる量については、発達段階とか活動量によっても個人差があることを踏まえ、それに応じた適切な量の給食を提供できるように努めているところであります。

実際の残菜、残りがどのぐらいあるかということにつきましては、平成28年5月から7月までの3か月間の平均を給食センターで確認しましたが、給食供給量は1日当たり1,340キログラムですが、そのうち残菜として戻ってくる、残ってくる量が37キログラム程度で、その残菜率は2.8%となっております。これを1人当たりに換算しますと約20グラムということで、スプーン1杯程度の量ということになっているようでございます。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 思ったより少なくて安心しました。

日本では年間2,800万トンの食品廃棄物が出ているということになっています。このうち食べられるのに捨てられているいわゆる食品ロスは年間632万トン、これは、日本の食用の魚介類の量とほぼ同じということになっております。632万トンの約半分は一般家庭からのもので、1人当たりの食品ロスは年間24.6キログラムと試算されています。

多くの食品廃棄物は、せんだってのテレビの報道によると、トン当たり四、五万円の焼却費をかけて処理されるということでございます。食品ロスを減らすことによって、運搬や焼却のために使う化石燃料が減り、結果的に二酸化炭素の排出量を減らして、地球温暖化防止と一緒になると思っております。

また、こういった食品ロスの多くが出るのには、流通での3分の1ルールというものがあるそうですね。何か難しい、卸して、賞味期限切れる前に処分しなければいけない、3分の1、3分の1という計算で、こういった商い習慣があるそうです。こういったものの改善をしたり、それから、賞味期限や消費期限の見直しとその解釈。解釈って難しいですね。実は私の孫も、冷蔵庫をあけると、お菓子とか牛乳とかいろいろ、「あっ、これ切れたから食べられない」と、そんなふうなことをよく言うんですね。それから、賞味期限というのは、その日が過ぎたら食べられないわけじゃないですね。おいしく食べられる期限。ですから賞味期限が2日、3日過ぎても全然食っていいんです。食べても別にだめだということはありません。ただし、消費期限は、いつまでに食べなくてはならないということになっておりますから、そちらのほうは遠慮されたほうがいいと思います。こういった解釈ができずに、わからないで廃棄する子どもも親もたくさんいるのではないかと思っております。

期限が過ぎても、すぐに廃棄せずに、食の正しい判断をすべきであります。そのような食育教育といったものを幼稚園や小中学校でもすべきだと思っておりますが、それ

についての教育長の答弁をお願いします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） ただいまのおただしにお答えいたします。

食育につきましては、ご存じのように、西郷村ではずっと長い期間、年月、教育を行ってきております。今、金田議員の中にありました消費期限と賞味期限などの食品の表示につきましては、学校では、小学校ですと社会科の5年生とか、それから家庭科の中で、食品についている表示のことについては勉強します。なので、消費期限、賞味期限の意味とかもそこでやるのですが、それが家庭でどうなっているかというのはなかなか難しいところです。

西郷村では、食育に熱心に取り組んでおりますので、給食を残さず食べるとか、それから、家庭においても食品を大事にしていくとか、そういうことにつきまして、学校では食育だよりを家庭に出したり、それから学校だよりなどを出しておりますので、そういう中で、ただいまお話しいただいたものにつきましても、正しく理解して、やはり無駄のない食生活、家庭における食育の充実にさらに努めてまいりたいと思いますので、ご理解いただけますようにお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 教育長からそういった教育もされているということでございますので、子どもと、それには今度、親の教育が必要なのかなと今、考えたところでございます。

それでは、次の質間に移ります。最後になりました。最後に、「30・10運動」、あまり聞いたことがないと思います。これは、長野県松本市の市長が考案されて、今進めて、あちこち、九州の佐賀市などでも一生懸命になってやっている運動でございます。全国に今展開中、広がっているところでございます。

これは、飲食店から出る生ごみの約6割はお客様の食べ残しなんです。会食や宴会での食べ残しを減らすために考案されたのが30・10運動です。これは、そういった宴席ばかりじゃないです、一般家庭でも同じなんですが、どんな内容かといいますと、宴会とか会合の席で、乾杯の後、30分は席を立たずに料理を楽しみましょう。30分たつたら、ついで歩いたり何したり騒ぐのは結構ですが、そういったことで、最後のお開きの10分前には、自分の席に戻って、再度料理を楽しみ食べましょうという、簡単に言うとそういう内容でございます。現在、松本市では、各事業所や各団体に協力を呼びかけて、推奨店をつくったり認定事業所を拡大させているところでございます。

食べられるのに食べずに廃棄されてしまう食品ロスを削減できるように、もったいない精神で西郷村でも取り組みを検討されてはいかがなことかなということで質問させていただきました。村長の答弁をお願いします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 30・10運動、一番の長寿県あるいは健康長寿最高県である長野県の松本市、やはり我々の目標の都市でもあります。そのところから広がりつつ

ある問題は、非常に幅広い意味を持っていると考えながら、今、伺っておりました。まことにいい話だと思います。

そもそも自給率と食品ロスの問題は世界的な問題です。食品ロスをどう減らしていくかというものと、それから、福祉とどういうふうに、どうつなぐかというところが、今、フランスでやっているフードバンクの問題ですね。今、日本にも広まっていますね。大型スーパーもこれに賛同しているということがあって、そういったものがうまく消費、賞味という期限と、あるいは食品の適正な消費の仕方、翻って、今度は個人的には、お話のとおり、残さないで、ごはん粒を残したら昔は怒られた。今は、やはりよくかんで、そして、腹八分目というものが一番いいのではないかということを考えますと、松本市の菅谷市長さんでしたか、お医者さんですので、やはり目のつけどころが違うなと思ってお聞きしたところでございます。

よく聞いて、そして、いいところはどんどん広めていくという立場でいきたいと思いますので、さらにまたいろいろ情報があれば、ご教示いただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） ちょうど機転のいい2時までには終わらせたいと思います。

ただいまの村長の答弁にもありました食品ロスを少なくする、先ほども申し上げたとおり、年間2,800万トンもの食料が廃棄される。逆を言うと、その2,800万トンは輸入しなくてもいいということになります。それを輸入しないと、実際の日本の食料自給率では、カロリーベースで39%がもっと上がってくるんです。前にもフードマイレージということを言ったことがあります、せっかく外国から化石燃料をたいて船で運んできたり飛行機で運んできた食料、それも残す、国産でつくった、国内でつくられた、農家の人が一生懸命つくった野菜とかそういうものも残してしまう、本当にもったいない話です。それを金をかけて焼却処分する、とんでもないことだなというふうにも思います。そういうものも踏まえて、みんながやはり原点に立ち返って、もったいない、もったいないでできれば一番いいかとも思います。

ぜひとも、30・10でなくても、20・10でも結構です。10・10でも、ちょっとでも、私もいろいろ経験があります。宴会で、結局はお膳、一つも食わなかつたなどということもあります。ぐらぐら酒飲みばかりしていて、自分のお膳は最初から頼まなければよかったなというようなこともあります。そういうところもひとつみんなで改善していけばいいのかなと思って質問を終了させていただきます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 答弁は。

○8番（金田裕二君） 結構です。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君の一般質問は終わりました。

○休憩の宣告

○議長（白岩征治君） これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後1時59分）

○再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。5番佐藤厚潮君。

5番佐藤厚潮君。

◇ 5番 佐藤厚潮君

1. 空き家対策について

○ 5番（佐藤厚潮君） 5番佐藤厚潮です。通告に従い、空き家対策について一般質問をいたします。

この問題につきましては、同僚議員が何度か一般質問していますが、私は、その後どのように進展しているか、また、視点を変えたご質問をさせていただきます。

現在、全国には空き家は800万戸以上あると言われております。そして、その対策のために、昨年、特別措置法が制定され、施行されたところです。

まず、昨年の一般質問に対して、執行部は空き家の実態を調査するというお答えでしたが、その後、どのような進捗状況になっているでしょうか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 5番佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

空き家対策のその後の状況はということでございました。

おただしの件につきましては、今年度、当村における空き家の実態の調査等を行うため、空き家実態調査業務として968万2,000円を予算計上しているところでございます。これは、福島県地域創生総合支援事業補助金を生かした事業でございます。7月には、この調査に関しまして府内の検討委員会を開催いたしました。これから具体的に調査を実施してまいります。

内容といたしましては、住宅地図、水道使用者情報、住民基本台帳、固定資産課税台帳、さらには各行政区からの情報提供などにより、空き家と思われる家屋を特定し、現地において外観や管理状況、老朽度などを調査し、特に危険度の高いものにつきましては詳細な調査を行います。さらに、これらの所有者の方々に対しまして意向調査等を実施いたします。所有者の方には、危険度の高いものについて、また、利活用できると思われるものについて、今後、これらの建物をどのようにされるのかを含めてお聞きしたいと思っております。

これらの結果につきましては、データベース化して、今後の空き家等の対策計画の策定等に活用してまいる所存でございます。

○議長（白岩征治君） 5番佐藤厚潮君。

○ 5番（佐藤厚潮君） 再質問させていただきます。

ただいま村長より、これから調査を始めて現状を把握するというお話がありましたので、この対策の方法や方向は、現状の実態をまず調べて、その結果によって考えていかなければいけないとも思っております。

空き家対策という問題に対しては、その空き家を解体したり撤去する、除却する方法と、まだ利用し得る空き家の有効利用という2つの方法があります。そこで、これから村内の空き家の実態が判明し、その判明後の対策を今から考えておかなければいけないと思いますが、全国の空き家の有効利用で成功している事例がありますので、それをご紹介いたします。

地域の空き家の実態を把握した後には、先ほど村長もお話ししたように、データベ

ース化したものを空き家バンクとして情報を提供するというのが、まず最初にやることではないかと思います。全国的には、空き家バンクを利用し移住者を増やした地域があります。例えば長野県佐久市でございます。これは2008年からこれまでに250件以上の成約があるそうです。これは全国1位だそうです。その要因は、地域の医療体制の充実ということがあるそうですが、Iターン、Uターン等の移住者を増やすことが、イコール空き家の活用につながることから、移住者へのワンストップサービスを行う農村回帰支援センターを設けたのが最大の要因だそうです。

また、大分県竹田市では、移住者を増やすためには職の問題の解決が不可欠のため、既に手に職を持った人を優先的に受け入れをしたり、伝統文化の竹工芸、紙すき、陶芸等の分野で、空き家を利用し起業した場合の補助金、最大100万円だそうですが、補助金を支給する制度を設けたりしているそうです。そのことで田舎暮らしの本の「住みたい田舎ベストランキング」では全国3位になったそうです。

また、来月、西郷村の文教厚生常任委員会の所管事務調査で行く予定になっているのですが、徳島県神山町では、空き家に有名IT企業のサテライトオフィスを受け入れて成功しているそうです。そのことに端を発し、最近では、東京にある消費者庁が神山町に移転するというのが決まりました。これも大きなニュースになりました。

そのほかには、家賃の補助を講じることで、公営住宅のかわりとして活用しているところ、また、低所得の高齢者向け賃貸住宅に転用しているところなどが全国にあります。

福島県内では、南会津町伊南地区の取り組みが参考になるかと思います。これは、町内の空き家をリフォームし、無料の宿泊施設、合宿所として開放しているというものです。その施設の利用の条件は、町内でスポーツや登山を行うことと、合宿する際の食材を地元で購入するというものです。私は先日、学生を連れてその施設を利用してきました。自炊設備が整っており、非常に開放的で、使い勝手がよく、参加者にも喜ばれました。まだ南会津町伊南地区では建物1棟だけらしいですが、空き家の利活用の成功事例と言えるのではないでしょうか。

当村では、高地トレーニングを行う高校生、大学生の合宿を誘致して、「合宿の里」と標榜しパンフレットを作成していますが、学生を対象にするのであれば、この南会津町の取り組みは大変参考になると思いますし、すぐにでも取り入れができるのではないかと思います。村長はどうお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君）　　村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君）　　議員から、佐久市の問題、竹田市の取り組み、神山町、そして南会津町、まことにいいお話をございます。佐久市の医療というのは前からいろいろ注目された点がありまして、これはピンピンキラリのモデルとして、私は何回もこのまちの名前を挙げましたね。それを一番の力として人口減少に対応しようということのためにも、空き家をどう使っていくのかということをやっているということでありまして、以下、同じく竹田市は職ということだそうです。

この前、全国の村長サミットを天栄村のレジーナの森でやったときに、事例発表がありました、やはりこの今の女子ですけれども、二十から二十五、六歳までの女人

の意見を聞いた。何が移住条件なのかといいますと、職業と住居だそうです。これが両方あるのであれば、日本全国、暑い、寒い、あるいは不便とか都会とか田舎とか、あまり関係ないという一つの集団があるらしいということがわかりました。やはりついの住みかと、それから、たつきを安定したものを手にすることが同時に入るのであればということをいかに女の人も重要視しているかということで、多分竹田市は、その同じことをやっているんだろうと思っております。

神山町は、当然、今は本当に徳島県の中でもすごい話になっていますね。消費者庁が行くというのも、文化庁が京都に行くのと同じ次元の話なのかと思って聞いていましたが、地方をどう活性化していくかというか、やはり人口減少社会にどう対応するかという一つのモデルになっていくのかなと思います。

合宿のいい話をまたされましたのは、南会津町のことですね。合宿の里づくりは、西郷村のスポーツ、高地トレーニングということで、こども運動広場ができました。ああいったことが、やはり地元の温泉街あるいは必要とする学校の監督、コーチといった方々にどのぐらいアピールできるのか、そして、その住まいはとなりますと、自然の家あるいは温泉、旅館がありますが、やはり使い勝手のいいのは、多分お話のように意見が出てくるかもしれませんね。やはり値段の問題、あるいは使い勝手のよさというか、そういうものがバリエーションの中にあるだろうと思っております。

今後、データバンクをつくっていく、あるいは所有者の意向、あるいはほかのまちのようにインセンティブを与える、あるいは福島県でも、東日本大震災で被災、または原子力災害で避難されている方、県外から福島県内に移住される方が、みずから居住するために行う空き家のリフォーム等に補助金を交付する空き家・ふるさと復興支援事業、空き家改修等支援事業を行っております。

被災者等の住宅再建、定住人口の確保とともに、増加する空き家対策を促進するという意味で、この事業、中古住宅を購入した際のハウスクリーニングあるいはリフォーム等のバックアップをしようといった補助金も出てきましたので、いろいろマッチするのかどうかも含めて、今後のデータベースと絡めて検討してまいりたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 5番佐藤厚潮君。

○5番（佐藤厚潮君） 再質問いたします。

ただいま村長のお考えをお伺いいたしました。ぜひ、実態を調査した後に、そのように利活用する方法も十分検討していただきたいと思います。

全国の自治体では、そのような空き家等を管理する目的の空き家対策条例の制定が進んでおります。最初に制定されたのは2010年、埼玉県所沢市だそうですが、それは担当部署が明確でないことや所有者への指導に法的根拠がないことがネックとなり、行政として苦情に打つ手がないという状況が続いたからだそうです。その条例を制定することによって、勧告に従わない場合には氏名を公表したり、最終的には警察等に依頼、撤去も行えるというものだそうですので、そのような条例を制定することによって、ある一定以上の効果があったということが発表されております。

また、条例が制定されれば、固定資産税の徴収情報などを活用できたり、優遇税制を廃止することで空き家を撤去することにインセンティブを与えるなどいろいろなメリットがあるということも聞いております。

本年4月現在、全国では355の自治体でそのような条例が制定されており、佐賀県では70%の自治体、秋田県でも64%の自治体が条例を制定しております。福島県では、南会津町と湯川村の2つの自治体だけですが、ぜひこの西郷村でもそういう条例を早目に制定していただければと思います。村長のお考えを伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 所沢市の例は、やはり所有者の意向を明らかにしていくといったことと、それから、秋田県などについては、テレビでやっていましたね、管理が不十分であって、大雪で倒壊して、道路を走っていた車がつぶれるとか、あるいはけがをする。結局、管理を明らかにしていただきたい。とはいえ、もうおじいちゃん、おばあちゃんのひとり暮らしだといった場合は、どのようにバックアップしていくのか。所有権というのが一番強いということですが、なかなかそう簡単には片づけられない。よって、代執行して求償権を発動するのかといつても、やはりそれは無理があるところもあるだろうといったことで、やはり今の利活用を行ったほうがいいのではないかという話も出てくるわけであります。

条例化については、この2つの方向を求めるというベースにもなると思いますので、いろいろご教示いただいて、調べるところは調べて、そうした有効なところがあるとするならば、それも視野に入れていただきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 5番佐藤厚潮君。

○5番（佐藤厚潮君） ただいま村長の答弁により、村長のお考えを伺うことができました。ぜひそのような形で進めていただきたいと思います。

この空き家の問題というのは全国にあるわけですけれども、所有者が不明となり手を打つことができないなどというのが一番大きな問題になっております。ただ、所有者が不明という物件、建物も、最初から所有者が不明ではなかったはずです。時間がたつことによって、所有者がわからなくなったり相続先がわからなくなったりということですので、少しでも早く手を打つことが最もいいことではないかと思います。ぜひ早目、早目にご検討をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（白岩征治君） 答弁は。

○5番（佐藤厚潮君） いいです。

○議長（白岩征治君） 5番佐藤厚潮君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（白岩征治君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

明日9月16日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時37分）

